～山梨県適正化事業実施機関からのお知らせ～

運行管理の徹底を！！

運送事業における運行管理の重要性は、既にご承知のとおりですが、特に重要な点呼について再確認の意味で下記事項等を含めた運行管理の徹底を図っていただきたくご案内いたします。

【点呼とは】

運行管理者は、運転者がその日初めて乗務しようとするときは**対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により乗務前点呼**を実施し、運転者から**日常点検の報告**、**本人の健康状態**や**酒気帯びの有無**についての報告を受けるとともに確認を行ない、それに対して**安全を確保するために必要な指示**を行わなければなりません。1 日の乗務を終了したときも同様に、**対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により乗務後点呼**を実施し、**乗務した自動車、道路、運行の状況**、**他の運転者と交替した場合には、交替運転者に対する通告**について報告を受ける共に、**酒気帯びの有無**についての確認を行わなければなりません。

※**運行上やむを得ない場合**とは、遠隔地で乗務前又は乗務後の点呼が対面で出来ない場合のことを指し、車庫と営業所が離れている場合及び、深夜・早朝等のため点呼執行者が営業所に出勤していない場合などは該当しません。

なお、点呼を実施した際、記録簿へ記録を行わなくてはならない事項は次の通りです。

❑**乗務前点呼**

①点呼執行者名
②運転者名
③乗務する自動車の登録番号又は識別できる記号
④点呼日時
⑤点呼方法　　イ. アルコール検知器の使用の有無
　　　　　　　ロ. 対面でない場合は具体的方法
⑥酒気帯びの有無
⑦運転者の疾病・疲労等の状況
⑧日常点検の状況
⑨指示事項（安全を確保するために必要な指示）
⑩その他必要な事項

❑**乗務後点呼**

①点呼執行者名
②運転者名
③乗務する自動車の登録番号又は識別できる記号
④点呼日時
⑤点呼方法　　イ. アルコール検知器の使用の有無
　　　　　　　ロ. 対面でない場合は具体的方法
⑥酒気帯びの有無
⑦自動車、道路及び運行の状況
⑧交代運転者に対する通告
⑨その他必要な事項

☆確認・記載事項について下記の通り、自社内で対応できているか今一度確認してみましょう。

【点呼執行者について】

・点呼は事業所ごとに**選任された運行管理者**が行います。選任された運行管理者による点呼が勤務時間等の理由から完全に実施出来ない場合には、あらかじめ選任された運行管理者の**補助者**に点呼の一部を行わせることができます。**補助者は社内的な選任で足りますが、運行管理規程に補助者としての地位及び職務権限を明記**しておかなければなりません。補助者を任命する際は、**運行管理者資格者証を取得している者又は国土交通大臣が認定する講習(基礎講習)の修了者から任命**しなければなりません。ただし、補助者に点呼の一部を行わせる場合であっても、**選任されている運行管理者が行う点呼は、総回数の3 分の1 以上**でなければなりません。

【アルコール検知器の使用及び酒気帯びの有無の確認について】

・平成23年5月1日付けの輸送安全規則の施行に伴い、事業者は乗務前点呼、中間点呼及び乗務後点呼において、運転者に対し**酒気帯びの有無を確認**することが義務付けられました。また、運行管理者は、**酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはいけません**。

※「酒気帯びの有無」及び「酒気を帯びた状態」は、道路交通法施行令第44 条の3 に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/ml 又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/l であるか否かを問わないものである。

【点呼時においての酒気帯びの有無の確認について】

・営業所若しくは営業所の車庫で点呼を実施する対面点呼の場合

運転者の状態を※目視等で確認するほか、営業所若しくは営業所の車庫に備えられたアルコール検知器を用いて行います。

※「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいいます。

・やむを得ない場合で、対面でなく電話等で点呼をする場合

運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあっては、当該測定結果を営業所に電送させる方法）で報告させることにより行います。

事業者は、点呼を行い、アルコール検知器の使用の有無、及び酒気帯びの有無の確認結果について、運転者ごとに点呼を行った旨に加えて、その内容について記録しなければなりません。

【アルコール検知器の性能及び検知器の有効保持について】

・運行管理者の業務として、新たに「**アルコール検知器を常時有効に保持すること**」が追加されました。

「常時有効に保持」とは、アルコール検知器が正常に作動し、故障がない状態で保持することをいい、アルコール検知器のメーカーが定めた取扱説明書に基づいて使用し、管理し、保守すると共に以下の方法を用いて定期的に故障の有無を確認し常時故障していないものを使用しなければなりません。

また、アルコール検知器を運転者に携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合にあっては、以下の方法を用いて運転者の出発前に確認させるようにしなければなりません。

①毎日確認すべき事項

a. アルコール検知器に電源が確実に入ること。

b. アルコール検知器に損傷がないこと。

②毎日確認することが望ましく、少なくとも1週間に1 回以上確認すべき事項

a. 確実に酒気を帯びていない者が、アルコール検知器を使用した場合にアルコールを検知しないこと。

b. 洗口液、液体歯磨等アルコールを含有する液体又はこれを薄めた物をスプレー等により口内に噴霧した上で、アルコール検知器を使用した場合にアルコールを検知すること。

【指示事項について】

・事業者又は運行管理者は、点呼時に必ず、**その日の天候・道路・運行状況その他必要に応じて、乗務員に安全運行に関する指示を与えなければなりません**。また、その内容を、**点呼記録簿の指示事項欄**に必ず記録をしなければなりません。

―指示事項例―

１．法定速度遵守
２．車間距離の保持
３．追い越し注意
４．行違い注意
５．スリップ注意
６．路肩注意
７．優先交通権の確認
８．踏切注意
９．発進時の前後左右の確認
１０．信号注意
１１．カーブ・交差点注意
１２．通行区分厳守
１３．横断歩道注意
１４．歩行者・自転車に注意
１５．連続運転・無理な運行の禁止
１６．運転中の携帯電話使用厳禁
１７．シートベルトの着用
１８．積載状況の確認と記録
１９．確実な積み付け
２０．雨天・霧発生時のライト点灯
２１．積荷の確実な固縛固定
２２．違法駐車禁止
２３．飲酒・酒気帯び運転厳禁
２４．脇見運転禁止
２５．過積載運行禁止
２６．居眠り運転防止
２７．疲労・過労運転禁止
２８．交通マナー遵守

２９．交通ルール遵守行
３０．日常（運行前）点検の励行
３１．老人と子供に注意
３２．適時適切な休憩・休息
３３．適時適切な報告の実施
３４．危険予知の励行
３５．事故予測の励行
３６．問題意識の保持
３７．「思いやり」「譲り合い」の励行
３８．「だろう」運転禁止
３９．「かもしれない」運転の励行
４０．「ながら」運転の禁止
４１．早めの方向指示器の合図
４２．急ブレーキ・急発進の禁止
４３．動物の飛び出しに注意
４４．異常気象時（災害時等）の指示

上記内容は、あくまでも例ですので、各社・各運行について安全確保に関する具体的な指示をあたえ、確実な運行管理を行ってください。

今回記載した内容は、運行管理の中でも特に重要とされる部分です。

今回の記事以外にも基本的に実施・記録しなくてはならないことが沢山あります。

これを機会に、今一度自社の運行管理体制を見直していただくことをお勧めいたします。

なお、不明な点等ございましたら山梨県適正化事業実施機関へご連絡ください。